

東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所・研究炉管理センターに係る
損害賠償実施方針

令和2年3月

東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所・研究炉管理センター

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所および研究炉管理センターに関する損害賠償実施方針を以下に示す。

(1) 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

名称 : 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住所 : 神奈川県川崎市幸区堀川町7番地34

(2) 工場又は事業所の名称及び所在地

1) 事業所1

名称 : 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
所在地 : 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

2) 事業所2

名称 : 東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター
所在地 : 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

(3) 事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

1) 事業所1 東芝臨界実験装置 (NCA)、核燃料の使用

- ① 施行令2条6号の原子炉の運転
- ② 同11号の核燃料物質の使用

2) 事業所2 東芝教育訓練用原子炉 (TTR-1)

- ① 施行令2条6号の原子炉の運転 (廃止措置)

(4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

損害賠償措置の種類 :

- 1) 原子力損害賠償責任保険契約
- 2) 原子力損害賠償補償契約

賠償措置額 :

原子力損害の賠償に充てることができる金額 : 240億円

1) (2) 1) の事業所1

原子炉の運転等の種類 : 施行令2条6号の原子炉の運転および同11号の核燃料物質の使用

契約によりうめることができる原子力損害の範囲 : 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第6号に規定する原子炉の運転における原子力損害および原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第11号に規定する核燃料物質の使用における原子力損害。ただし、被保険者の故意による原子力損害を除く。

2) (2) 2) の事業所2

原子炉の運転等の種類：施工令2条6号の原子炉の運転

契約によりうめることができる原子力損害の範囲：原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第6号に規定する原子炉の運転における原子力損害。ただし、被保険者の故意による原子力損害を除く。

(5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償の基本的な考え方

原子力損害賠償に係る対応については、原子力事業者として被害者の救済と安心の確保を念頭に置き、関係法令、本方針および関係社内規定等に基づき適切に実施するとともに、被害者の状況に応じた合理的かつ柔軟な対応を心がけ、さらに被害者間の衡平性の確保に配慮する。

イ. 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合、周辺住民の不安や混乱を防ぐため、原子力損害の状況に応じ被害申出の受付窓口の開設を準備し、周辺住民等からの問い合わせに対して適切な対応に努める。被害申出の受付窓口は被害者の利便性に配慮した設置箇所とし、損害の規模によっては複数箇所の開設を検討する。

また窓口の開設については、当社ホームページ等により広く請求者に周知するよう努める。窓口では、損害賠償の請求方法の他、事故の状況の説明等、相談の内容に応じた適切な窓口対応を行う。

ウ. 被害の申出の受付の方針

被害者の状況に応じた被害申出に関する適切な案内や被害申出に当たっての支援を実施する。また、被害申出の受付窓口において被害者が円滑に申し出できるよう、被害申出書や添付を求める証拠書類等については、その書式や記載内容の簡便化および提出書類の軽減を図り、書式と必要な添付書類の速やかな提供に努めるとともに、請求者からの相談においては個別事情に応じた丁寧な対応に努める。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払いの方針

被害申出の受付後、被害額の算定等の交渉を誠実に進める。

合意書の取り交わしの際には、その時点で請求可能な損害についての賠償請求であり、残余分の請求が可能であることを確認する。

合意書の取り交わし後、合意書の内容に従って迅速に請求者へ賠償金を支払う。

オ. 損害の迅速性及び柔軟性の確保の方針

原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害者が迅速・公正かつ適切な賠償を受けられるように取り組みます。

また原子力損害の賠償に関する法律に定める仮払いの要否や実施方法について、被害の状況に応じて速やかに検討し関係機関と調整の上、被害者の迅速な救済のために

必要と認めた場合には仮払いを開始する。

賠償金の支払いについて賠償の柔軟性確保の観点から、被害額全額確定前に被害者の迅速な救済の観点から合理的だと考えられる場合には合意書を段階的に取り交わし、損害のうち確定した部分から賠償金を支払うことを検討する。

(6) 原子力損害の賠償実施に当たって取得する被害者に関する情報を適切に管理するために必要な措置

賠償の過程で入手することになる被害者の氏名又は名称、住所、その他の被害者に関する情報や個別の賠償の経過等に関する情報については、関係法令および関係社内規程に則って取得・管理・利用を適切に実施する。

(7) 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から損害賠償に関する連絡先を文部科学省、保険者およびその他関係機関と共有し、原子力損害が発生した場合は、その損害の状況ならびにその後の活動進展状況について、速やかに通知するよう努める。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続きを利用すべく、被害者から申立てがあった場合には誠実かつ適切に対応する。

当該和解仲介手続において和解案が提示された場合は、その内容を尊重し誠実に対応する。また成立した和解の内容については速やかに履行する。

(9) 原子力存在賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決策を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針により範囲が判定された損害については、指針内容に基づき迅速かつ適正な賠償を進める。指針により範囲が判定されていない損害については、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応する。

(10) 損害賠償実施方針の変更の記録

改訂番号	改訂年月日	改訂事由	備考
0	令和2年3月31日	新規制定	

(11) 損害賠償実施方針に関する問い合わせを受けるための連絡先

東芝エネルギーシステムズ株式会社

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町7番地34

電話 044-331-0625

問い合わせ先 <https://www.toshiba-energy.com/contact/>

以上